

議案第 59 号

沼田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改
正する条例について

沼田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を別紙のとお
り改正する。

令和 5 年 8 月 30 日提出

沼田市長 星 野 稔

沼田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

沼田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「次条第1項」の次に「、第8条の3第2項」を加える。

第8条の2の次に次の1条を加える。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第8条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第14条を次のように改める。

第14条 削除

第26条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置）

2 この条例による改正後の沼田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第8条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合

において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。